

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和7年 6月27日

宇都宮市長 佐藤 栄一 殿

提出者

住 所 栃木県宇都宮市東宿郷5丁目3番4号
氏 名 栃木セキスイハイム株式会社
代表取締役 荒井 浩
電話番号 028-638-5710

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	栃木セキスイハイム株式会社
事業場の所在地	栃木県宇都宮市東宿郷5丁目3番4号
計画期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	06 総合工事業
② 事業の規模	売上高 166億
③ 従業員数	336名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のとおり

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
別紙のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	—
	排 出 量	別紙のとおり t	— t
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	別紙のとおり		
	【目標】 別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	排 出 量	別紙のとおり t	— t
③ 分別	(今後実施する予定の取組)		
	別紙のとおり		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙のとおり
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙のとおり

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

		【前年度（　－　年度）実績】	
①現状		産業廃棄物の種類	－
自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量		－	t
(これまでに実施した取組)		－	
		【目標】	
②計画		産業廃棄物の種類	－
自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量		－	t
(今後実施する予定の取組)		－	

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

		【前年度（　－　年度）実績】	
①現状		産業廃棄物の種類	－
自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量		－	t
自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量		－	t
(これまでに実施した取組)		－	
		【目標】	
②計画		産業廃棄物の種類	－
自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量		－	t
自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量		－	t
(今後実施する予定の取組)		－	

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

		【前年度（　～　年度）実績】	
①現状	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)	—	
		【目標】	
②計画	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)	—	

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

		【前年度（ 令和 6 年度）実績】別紙のとおり	
① 現状	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	—
	全処理委託量	別紙のとおり t	— t
	優良認定処理業者への 処理委託量	別紙のとおり t	— t
	再生利用業者への 処理委託量	別紙のとおり t	— t
	認定熱回収業者への 処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	別紙のとおり t	— t
	(これまでに実施した取組)		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	全処理委託量	別紙のとおり t	— t
	優良認定処理業者への 処理委託量	別紙のとおり t	— t
	再生利用業者への 処理委託量	別紙のとおり t	— t
	認定熱回収業者への 処理委託量	— t	— t
※事務処理欄	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	別紙のとおり t	— t
	(今後実施する予定の取組) 別紙のとおり		

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

1. 会社の概要

(1) 会社名

栃木セキスイハイム株式会社

(2) 事業展望

2025年度については新築事業・リフォーム事業共に昨年同様の契約・着工棟数を見込んでいますが、廃棄物量については増加傾向が見られる。分別精度の向上を行い、廃棄物量の削減に努めていきたい。

(3) 廃棄物処理フロー

別紙1参照

3. 産業廃棄物の処理に係る管理体制

廃棄物処理管理組織表（別紙2）参照

4. 産業廃棄物の排出抑制

- (1) 当社の場合、施工材料が生産工場よりユニット内に入れて現場へ搬入されるので、生産工場への未使用材料の工場返却及び搬入量の更なる適正化を図り、余剰部材を減らす。
- (2) 生産工場から運ばれてくる部材の梱包材・架台を工場に返却し、再利用を推進していき、発生量を抑制する。
- (3) 生産工場以外に部材メーカーから材料を調達する場合においても、搬入量の適正化と余剰部材の再利用を促進する。
- (4) 施工現場においては、廃棄物の分別と余剰部材の再利用を社員・業者に徹底する。
- (5) 回収してきた余剰部材は、部材を選定して種類別に区分けして管理する。
- (6) 在庫部材のリスト表を作成し、部材在庫の活用を促進する。

5. 産業廃棄物の分別に関する事項

分別手順書（別紙3）の遵守

6. 産業廃棄物の再生利用に関する事項

- (1) 平成14年度より、新築現場から発生した産業廃棄物については、単純焼却及び埋立による処理をゼロにし、再生量を増やしていく活動を展開している。今年度においても、引き続き活動を継続していく。
- (2) リサイクル施設をもつ処理場への搬入の拡大と、新たな搬入先を探すことにより、再生率の向上を図る。
- (3) 解体現場においても、コンクリがら、木くずだけでなく、再生可能なものはリサイクル施設に搬入し、再生率を向上させていく。

7. 産業廃棄物の処理に関する事項

- (1) 当社は全量を委託処理しているので、リサイクル施設への委託量を増やしていく。
- (2) 環境会計を作成し、積水化学に報告している。積水化学工業においては、各県からの報告を基に、「環境社会報告書」を作成し、公表している。

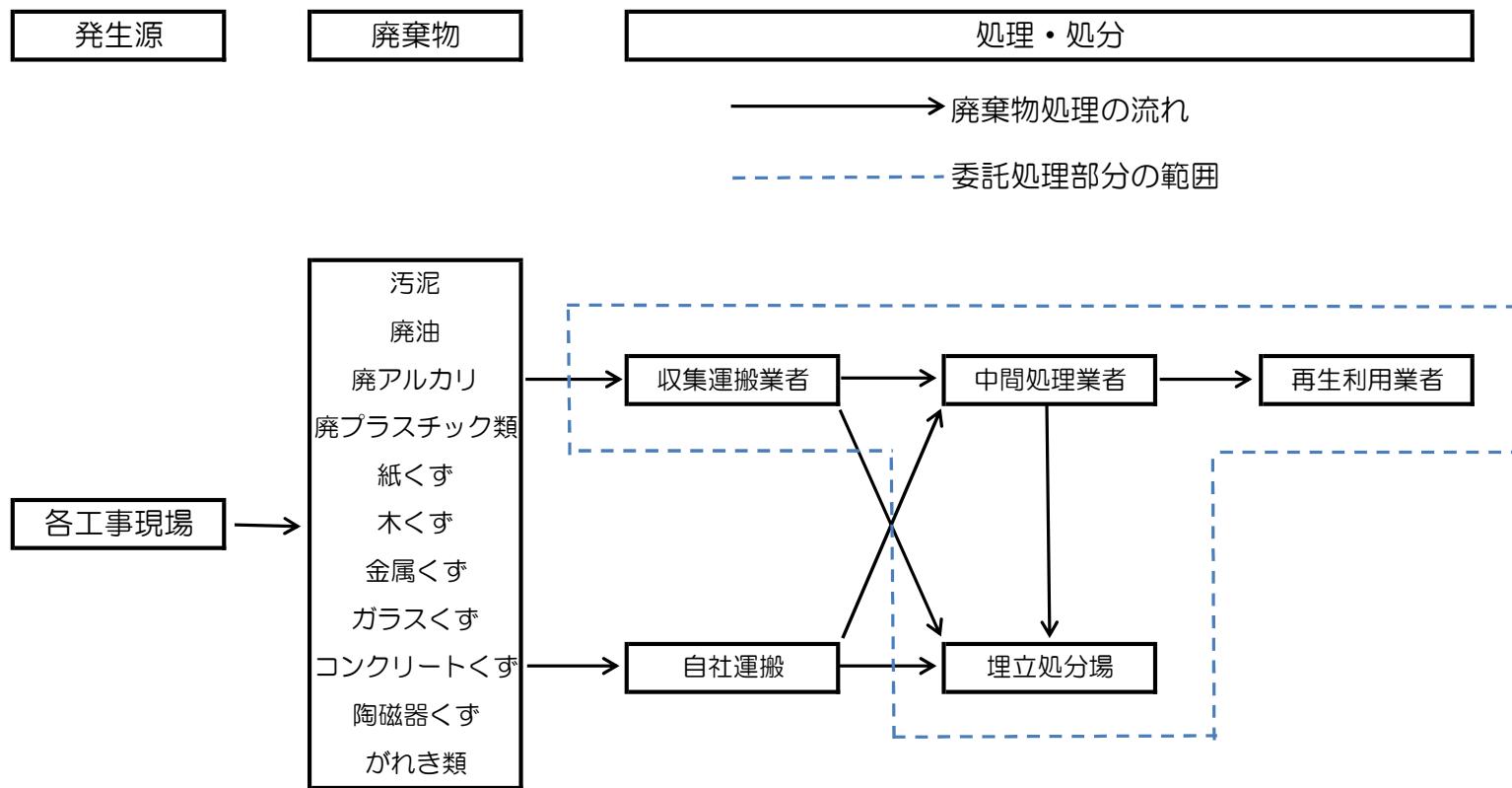
別紙：令和6年度 発生量の目標と令和6年度 産業廃棄物の種類別発生・処理状況(宇都宮市)

单位:t

別紙：令和7年度 発生量の目標（宇都宮市）

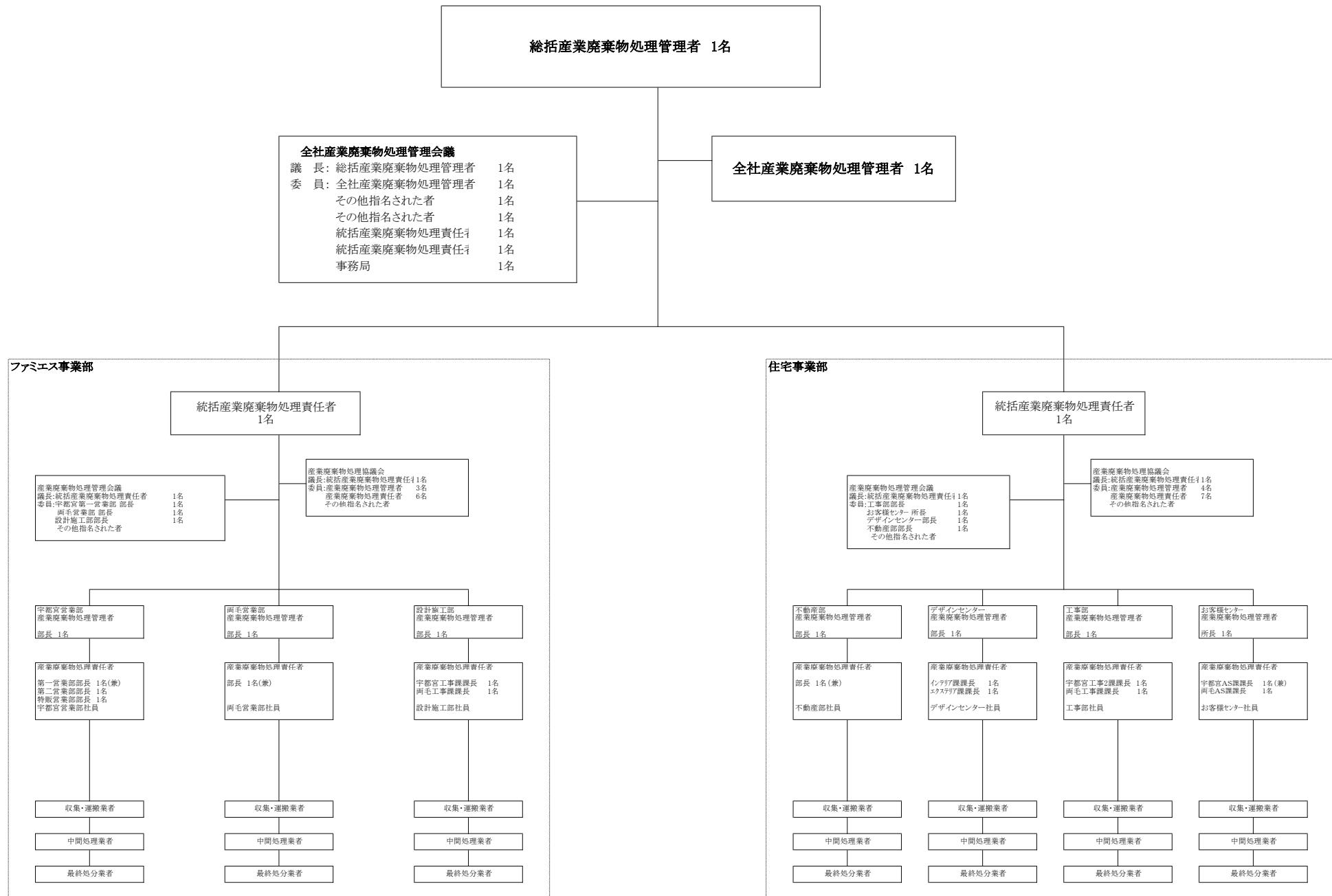
单位:t

産業廃棄物処理フロー図



2025年度 栃木セキスイハイム株式会社 産業廃棄物処理管理組織図

2025年4月1日



分別手順書(別紙3)

工程	据付～清掃	環境要素	廃棄物
遵守事項 分別処理の徹底			
手順および注意事項			
品目(8品目)			
木くず (透明)	種別	木棧、乱尺、ベニヤ合板、パーテクルボード、梁、柱、笠木、無垢材	
	確認事項	○搬出方法—袋詰め後コンテナ投入 ・パレットはばらさずそのままテントに置いてください	
廃プラスチック (透明)	種別	サイルシート(遮音材)、アスファルトルーフィング(屋根下地材)、発泡スチロール、ガムテープ、ビニールテープ、養生テープ、のり・コーティング類の容器、廻り縁、巾木、ビニール袋、塗装製品、CFシート、PPバンド、雨樋、ガスケット、クレガーレ(バルコニー床材)、ブチルテープ、ブルーシート、ウレタン、クロスなど ※クロスはクロスのみの袋に入れ分別	
	確認事項	○搬出方法—袋詰め後テント投入 ※養生シートは紙くずとなりますので注意！	
石膏ボード (透明)	種別	石膏ボード	
	確認事項	○搬出方法—袋詰め後水濡れ厳禁のため原則室内か、テント内に保管してください	
金属くず (透明)	種別	電線、くぎ、ボルト、ナット、庇、バルコニー手摺、プレート、サッシ、アルミ類、ブリキ、鉄筋、水切り、スペーサー	
	確認事項	○搬出方法—袋詰め後コンテナ投入	
がれき類 (透明)	種別	コンクリート、アスファルト、レンガ、ブロック	
	確認事項	○搬出方法—袋詰め後テント投入 ただし重量があるため、ゴミ分別袋の半分程度入ったら新しい袋を利用して下さい。	
ガラス・陶磁器くず (透明)	種別	ガラス・陶磁器屑、タイル、レンガ、ガラス、ブロック、サイディング、断熱材、フェノールフォーム、瓦、外壁類、サッシまわり材(白色)、内装用パテ	
	確認事項	○搬出方法—袋詰め後コンテナ投入 ・断熱材が大量に余った場合は監督へ連絡をお願い致します	
紙くず (透明)	種別	紙の箱、伝票類、包装紙、厚紙、養生シート(ダンボール質)、離型紙(りけいし:はがした紙)	
	確認事項	○搬出方法—袋詰め後テント投入 ただし大きな養生シートで袋に入らない場合には、巻いて紐でしばり搬出して下さい。	
ダンボール (透明) ※袋はありません	種別	ダンボール のみ (※空気の層があるものがダンボール。)	
	確認事項	○搬出方法—まとめてヒモ等で縛り、テント保管 ・養生テープでまとめる、粘着力が弱く、剥がれて重量が計れないため、必ずPPバンドもしくはビニール紐、ガムテープにてしっかりと縛ってください。	

その他 分別基準	
分別方法	○施工過程で排出された廃棄物のみ、現場設置の廃棄物用テントに入れて下さい。その他一般ゴミは持ち帰りをお願いします。 ・弁当の空き箱、ジュースの缶・瓶、軍手・靴等の一般ゴミは各自持ち帰るよう徹底願います。 ・省梱包提案に積極的に参加し、ゴミ削減に協力して下さい。 ・長物(水切り、雨樋等)は1m以下に切りまとめてひもで縛ってください。 ・長物用のひもは部ごとに1つ配布しております。使用後は所定の場所(仮設事務所内)に置いてください。 ・清掃時に出る厚紙質の養生シートは紙くずとなります。(緑の養生テープは廃プラとなります。)
産廃袋の取扱い	・基礎業者については毎月の業者会議にてゴミ分別袋を一定量、配布致します ・ 据付前 に各現場用のゴミ分別袋を回収担当者が配布します。その後、ゴミ分別袋が不足した場合や不足しそうな場合には各施工担当者へ連絡をして下さい。 ・現場で余ったゴミ分別袋は最終回収時に回収担当者が倉庫へ持ち帰るか又は、残りは仮設事務所にまとめ置いてください。
廃棄物の実測	・ 廃棄物の実測は廃棄物回収担当者が、廃棄物回収後に行います。
種類不明品	・現場掲示の分別表、分別手順書で確認し、記載されていない場合は、監督、集積所管理担当者へ連絡して下さい。

<余剰部材処理>		
No.	要領	部材名
1	未使用部材で再利用可能な右記部材は倉庫に持ち帰る(監督へ連絡又は、運搬業者 ↓ 再利用 パレットは、据付の帰り便で工場へ返却 (返却できないものは廃棄)	乱尺、石膏ボード、巾木、廻り縁 の4部材

注意事項			
No.	業者名	廃棄物	処分方法
1	基礎業者	残土 コンクリがら 袋類	残土 コンクリがら→再利用 袋類→現場分別処理
2	屋根	残材 パレット類 袋類	残材 パレット 袋類→現場分別処理
3	左官	タイル残材 袋類	タイル残材 袋類→現場分別処理
4	設備	管材残材 袋類	管材残材 袋類→現場分別処理
5	インテリア	不良部材 養生材	不良部材 養生材→現場分別処理
6	エクステリア	残材 梱包材	残材 梱包材→現場分別処理
7	その他		現場分別処理

2011.11.30